

第五次秋田県国土利用計画
(素案)

平成29年11月

第五次秋田県国土利用計画

目 次

第1	県土利用の現状と課題	1
1	概要	1
2	土地利用の現状と推移	1
3	本計画が取り組むべき課題	3
第2	県土利用に関する基本構想	5
1	県土利用の基本方針	5
2	地域類型別の県土利用の基本方向	7
3	利用区分別の県土利用の基本方向	9
第3	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	13
1	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	13
2	地域別の概要	14
第4	第3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	15
1	土地利用関連法制等の適切な運用	15
2	県土の保全と安全性の確保	15
3	持続可能な県土の管理	16
4	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	17
5	土地の有効利用の促進	18
6	土地利用転換の適正化	19
7	県土に関する調査の推進	19
8	計画の効果的な推進	20
9	多様な主体の参画・連携	20

第1 県土利用の現状と課題

1 概要

本県は、11,638 km²の県土を有し、その利用現況は、森林が72.1%、農地が12.8%、水面・河川・水路が3.7%、道路が3.0%、宅地が2.6%、原野等が1.3%、その他が4.5%であって、全国の土地利用構成に比べて森林の占める割合が高くなっている。

この9年間の県土利用の推移を見ると、全国の傾向と同様、宅地、道路が増加している反面、農地が減少している。

表 土地利用の現状

区 分	平成 17 年	平成 27 年		伸 び 27 年／17 年
			構成比	
	km ²	km ²	%	%
農地	1,562	1,495	12.8	95.7
森林	8,383	8,393	72.1	100.1
原野等	137	153	1.3	111.7
水面・河川・水路	403	435	3.7	107.9
道路	330	345	3.0	104.8
宅地	287	298	2.6	103.8
住宅地	178	182	1.6	102.2
工業用地	15	14	0.1	93.3
その他の宅地	94	102	0.9	108.5
その他	510	519	4.5	101.8
合計	11,612	11,638	100.0	100.2
人口集中地区（市街地）	87	87		

- (注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。
- 2 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区であり、平成17年及び平成27年の面積は、それぞれ平成17年及び平成27年「国勢調査」による人口集中地区の面積である。
- 3 合計面積の増加分のうち約24.4 km²は、平成20年に十和田湖湖面上の青森県との県境が確定したことによるものである。
- 4 合計等の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。
- 5 原野等の面積は、平成17年と平成27年で集計方法が変更されたため、単純には比較できない。

2 土地利用の現状と推移

(1) 農林業的土地利用

ア 農地の動向

農地に関しては、近年は大規模な農地転用を伴う開発事業は行われておらず、宅地や道路用

地等、他用途への転換により約 67 km²、4.3%減少しているが、基盤整備事業の実施による農地の大区画化、担い手への集積・集約とそれに伴う農家の大規模経営化が進められている。

一方で、農地の基盤整備が行われていない中山間地域の農地を中心として、荒廃農地も増加を続けている。

イ 森林の動向

本県は、古くから良質な森林資源に恵まれており、更に長年にわたる造林施策等の推進によって、森林面積の県土に占める割合は全国を上回っており、特に水源涵養機能に効果がある針広混交樹林の造成により、多様で健全な森林整備が行われている。

また、国有林が森林面積の 47%を占め、森林の多面的機能を発揮するうえで、安定的な役割を果たしている。

(2) 自然的土地利用

本県は、世界自然遺産「白神山地」をはじめ、十和田八幡平国立公園、男鹿国定公園、鳥海国定公園及び栗駒国定公園並びに 8 か所の県立自然公園が指定され、また、広大な森林や変化に富む山岳及び澄明な湖沼が点在するなど優れた自然環境に恵まれている。また、4 か所のジオパーク登録がなされているなど、特徴ある地形・地質も広く見られる。

ただし、近年になって、これまで県内では見られなかったニホンジカやイノシシの生息が確認されるようになり、これらの食害が進むことにより、これまで維持してきた水源の涵養機能の悪化や生態系ネットワークへの悪影響が懸念されている。

(3) 都市的土地利用

都市化の進展の程度を表す指標の一つである国勢調査結果の定義である人口集中地区は、平成 17 年に比べ微増しているが、居住人口は平成 7 年をピークに減少の一途をたどっており、平成 27 年においては約 358 千人となっている。

人口集中地区が県全体に占める割合は、面積は 0.7%、人口は 35.0%と平成 17 年の調査時点と比較していずれもほぼ横ばいであり、急速に進行する人口減少を背景として都市化は進行していない。

ア 住宅地の動向

本県の住宅地は、平成 17 年から平成 27 年にかけての増加面積が約 4 km²と、平成 4 年から平成 17 年にかけての増加面積約 16 km²に比べて伸び率は大幅に鈍化している。

また、若干ではあるが住宅地が増加しているものの、県内人口の減少幅が大きいことから、全国的な動向と同様、住宅地における低・未利用地及び空き家が増加していることが問題となっている。

イ 工業用地の動向

工業統計によると、県内企業の工業出荷額は、平成 20 年に起こったリーマンショックの翌年である平成 21 年に、前年比にして約 25%、額にして約 3,300 億円と大幅に減少しており、こ

れらを背景として工業用地の面積は、平成 17 年と平成 27 年を比較すると約 1 ㎥減少しており、地域による濃淡はあるものの、県全体を見渡すとその需要は低調である。

ウ その他の宅地の動向

中心市街地における商業の低迷や空き地・空き店舗・平面駐車場等が増加する中であっても、事務所や店舗といったその他宅地については、平成 17 年から平成 27 年にかけて約 8 ㎥増加しているものの、平成 4 年から平成 17 年にかけての期間の増加面積約 20 ㎥に比べて大幅に抑制されており、「コンパクトな都市の形成を図る」としている第四次秋田県国土利用計画における基本方向に沿っていることがわかる。さらに、既存建物をリノベーションして有効活用しようという動きが出始めている。

3 本計画が取り組むべき課題

今後の県土利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮し、その課題に取り組んでいく必要がある。

(1) 人口減少による県土管理水準の低下

本県の人口は、昭和 31 年に過去最多の約 135 万人になったが、以後、昭和 48 年まで減少を続け、昭和 49 年から昭和 56 年までは若干増加したものの、昭和 57 年からは再び減少に転じ、平成 27 年には 102 万人となっている。

また、平成 27 年国勢調査における本県の人口減少率は、平成 22 年に比較して 5.8%となり、全国で最も高くなっている。

なお、平成 27 年度の 65 歳以上の人口割合は 33.8%となり、平成 22 年度比 4.2 ポイント増加しているが、15～64 歳人口の割合は 55.7%、15 歳未満人口の割合は 10.5%となり、前回国勢調査より低下し、少子高齢化が進行している。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」によると、今後、本県の人口は減少を続け、平成 32 年には 95 万 9 千人と 100 万人を切り、平成 52 年には 70 万人に減少して 65 歳以上人口の割合は 43.8%となり、ますます高齢化が進展すると見込まれていたが、実際の人口減少の速度は推計よりも速く進んでおり、平成 29 年 4 月 1 日現在の人口が 99 万 9,636 人となり、100 万人を割り込んでいる。

このように人口減少と高齢化が急速に進行する中で、都市部においては市街化圧力がさらに弱まり、これまで以上に市街地の人口密度の低下が進むことが見通され、中心市街地の空洞化、空き家・空き店舗の増加、虫食い状に増加する低・未利用地などにより、土地利用効率の更なる低下などが懸念される。

また、農山漁村においては、農業就業者の高齢化や担い手の不足による荒廃農地の増加や、農地や農業用設備の管理水準の低下が懸念されているほか、林業・木材産業においても、長期にわたって木材価格が下落するなどの厳しい状況が続き、必要な施業が行われない森林も一部で見られる。

このような県土の管理水準の低下に伴う県土利用の変化は、水源涵養機能^{かん}の低下等を通じて水の循環システムにも大きな影響を与え、環境への悪影響も懸念されるほか、境界が不明確な土地の増加や所有者の所在の把握が難しい土地の増加により、円滑な土地利用の推進に際して、

重大な支障をきたすおそれもある。

このため、本格的な人口減少社会において、県土の適切な利用と管理を通じて、県土の荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となっている。

(2) 自然環境と美しい景観等の変化

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて、空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく視点も重要である。

特に、一度開発された土地は、それまでの利用形態が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。加えて、今後土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されていた里地里山等においては、自然環境の悪化や野生鳥獣被害の深刻化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理方法や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

また、気候変動は、広く県土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失につながることを懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮した、自然環境と調和のとれた持続可能な社会経済システムを構築していくことが必要である。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、暮らしを支える生態系サービス(自然の恵み)に大きな影響を及ぼす。このため、生態系が保全され、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や、健全な水循環の維持又は回復等を通じた地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。

また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることも重要である。

さらに、本県が有する良好な自然環境とその周辺の美しい農山漁村の集落やまちなみ、水辺空間等を保全し次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要である。

(3) 自然災害への対応

平成 23 年に発生した東日本大震災を契機に、地震・津波に対する県土の安全性確保に対する要請が一層高まっている。

また、平成 28 年 4 月に熊本県で発生した地震を引き起こしたとされる活断層は、本県においても多数確認されているうえ、未だ発見されていない活断層もあると推測されていることを併せ考えると、活断層を発生源とする直下型地震が発生する可能性がある。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、本県においても豪雨に伴う自然災害が多く発生している。今後、地球温暖化に伴う気候変動等により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が高いと予測されていることから、豪雨による水害とそれに伴う土砂災害が更に頻発化、激甚化することが懸念される。

さらには、近年、国内全体で火山災害が頻発しており、秋田駒ヶ岳や秋田焼山などの常時観測火山を有する本県においては、改めて火山災害への対策強化の必要性も認識されている。

このため、防災・減災対策の強化を図るとともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性の確保を優先した県土利用への転換がより重要となってきている。

安全・安心の確保は、すべての社会活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、県土利用においても、災害から人命・財産を守り、経済社会が致命的なダメージを受けないよう被害を最小化し、かつ速やかに復旧・復興が可能な県土の構築に向けた県土強靱化の取組を進めていくことが必要である。

第2 県土利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であることを踏まえ、第1に掲げた県土利用の現状と課題に取り組むため、本計画は「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」及び「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、このような県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成するための方策について、その考え方を示す。

また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための方策についても、その考え方を示す。

(1) 適切な県土管理を実現する県土利用

急速に進行する人口減少社会においても横ばい状態となっている都市的土地利用においては、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住機能を都市の中心部や地域の生活拠点等に集約し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。

集約化する中心部では低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって、必要な機能を享受する取組を進めるほか、拠点となる地域に時間をかけて緩やかに集約化を図ることも検討する。

農林業的土地利用については、優良農地を確保し、県土保全の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、ほ場整備事業等を契機とした農業の担い手への農地集積・集約や地域住民を含む多様な主体が共同して農地や用排水路等の農業用施設の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模な風力発電施設や太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や周辺環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少が進む中

でも一定量の発生が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

(2) 自然環境や美しい景観を保全・再生・活用する県土利用

本県は、世界自然遺産「白神山地」をはじめとした優れた自然環境と美しい景観を有している。これらは、将来にわたり保全すべきものであり、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した取組を推進する。

また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理を継続するとともに、資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源のほか、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統・文化等を生かした観光や産品による雇用の創出と経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互対流を促進するとともに、本県への移住など都市から本県への人の流れの拡大を図る。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持、回復するための取組を進める。

その際、県土には、希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。

(3) 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、災害対応の拠点、病院、エネルギー施設など、経済社会上重要な役割を果たす諸機能の適切な配置や、交通、ライフライン等の多重性・代替性の確保も重要となる。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルでの安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少が進む中でも、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。

(5) 多様な主体の参画・連携による県土管理

これらの取組は、国や県が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少の進行により、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県民、企業、NPO等、その管理の一端を担う多様な主体の参画・連携を進めていくことが、一層重要となる。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

(1) 都市

都市においては、既成市街地の中心部では居住人口が減少しており、周辺部においても市街化圧力が低下しているが、この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住機能を都市の中心部や地域の生活拠点に適切に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても集約するよう誘導し、高齢者にとっても暮らしやすい、健全でコンパクトな都市の形成を図る必要がある。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、今後大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要がある。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制を図るとともに、既存施設については耐震化等により、安全性の向上を促進することに加え、災害時の避難場所やオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域への集約を図ることも重要である。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応したまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等の安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

(2) 農山漁村

農山漁村については、生活及び生産の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養、文化の伝承など都市にとっても重要な様々な機能を有する県民共有の財産であるという認識のもと、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用の促進や所得の向上を図ること等により、健全な地域社会の形成を促進する。

また、生活環境施設の整備については、活力ある地域社会を形成するため、活動の拠点施設や交流施設の整備を進める。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び

保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、農外からの移住就農など多様なルートからの新規就農の動きも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住などを含む共生・対流策を推進する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源とバイオマス等の再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(3) 自然維持地域

世界自然遺産「白神山地」など、本県が有する高い価値を持つ原生的な自然地域や、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、他の用途への安易な転換は避け、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を推進する。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は次のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけではなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

(1) 農地

本県の農業は、歴史に培われた高い技術力と人材を有し、米をはじめ野菜、畜産、果樹等を中心に我が国有数の産地として、県経済の発展に大きな役割を果たしている。農地は食料の安定供給を支える農業生産基盤であることから、効率的な土地利用と生産性の向上に努めるとともに、農業生産力の維持強化に向け、優良な農地の確保と整備を図る。

また、不断の良好な管理を通じて県土の保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持に努めるとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する用排水路等の管理を地域住民を含む多様な主体の参画により支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手

が農地管理を行うといった営農形態や、都市と農村の交流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

また、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地については、所有者の利用意向等を踏まえ、地域産業の振興に繋がる、農地以外の利用の促進についても検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

(2) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養^{かん}など森林が持つ多面的機能を享受しつつ、次世代に豊かな状態で継承していくことができるよう、その整備及び保全を図る。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

(3) 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成している箇所については、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境の保全面で果たしている機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等の多様な機能の維持・向上を図る。

(5) 道路

一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図る。

また、整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮することとし、それに加えて、県の全域が豪雪地帯に、また、県土面積のほぼ半分を占める13市町村が特別豪雪地帯に指定されている本県の特性を踏まえ、市街地の雪対策の強化や冬期における円滑な移動の確保など、積雪時に配慮した整備も推進する。

農道及び林道については、自然環境の保全に十分配慮したうえで、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。

(6) 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上と有効活用を図るとともに、四季を通じた快適な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住地を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

(7) 工業用地

工業用地については、工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しながら、雇用機会の安定的な確保と地域経済の活性化を目指して、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にもなつて生ずる工場跡地については、必要な環境保全対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効活用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮する。

(8) その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制、低・未利用地の有効活用、中心市街地における商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮しながら、必要な用地の確保を図る。

また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。

公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、

中心部等での立地を促進させることにより、災害時の被災者支援機能の確保を図るとともに、より安全な地域への市街地の集約化を推進させる。

(9) その他（公用・公共用施設の用地）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗の再生利用や中心市街地への立地に配慮する。

(10) その他（低・未利用地）

工場跡地などの都市の低・未利用地については、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、積極的に農地としての活用を図るとともに、再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進する。

また、休廃止されたゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な用地は、周辺の自然環境や景観、災害リスク、地形等への影響に配慮しつつ、その有効利用を進める。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や再撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を進める。

(11) その他（沿岸域）

沿岸域については、漁業、レクリエーション、海上交通等の多様な利用への期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的な利用を進める。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観の保全・再生を進める。併せて、漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を行い、また、漂流・海底ごみ対策を推進するよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するための海岸の保全も進める。

なお、本県では秋田港・能代港で洋上風力発電が計画されており、現在は環境影響評価等が行われているほか、能代市から男鹿市にかけての沖合及び由利本荘市沖では世界有数規模の風車群の建設に向けた調査が進められているなど、沿岸域を有効活用した再生可能エネルギーの導入拡大が見込まれることから、これらの整備にあたっては、沿岸域の環境保全及び漁業者等海域利用者との調整についても留意させる。

第3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成 39 年とし、基準年次は平成 27 年とする。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、計画の目標年次である平成 39 年において、それぞれおよそ 87 万人、およそ 33 万 8 千世帯と想定する。
- (3) 県土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の各地目別区分及び人口集中地区とする。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測したうえで、土地利用の実態及び全国計画を踏まえた調整を行い、定めるものとする。
- (5) 県土利用の基本構想に基づく平成 39 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区 分	平成 27 年	平成 39 年	構成比		伸 び 39 年／27 年
			平成 27 年	平成 39 年	
	km ²	km ²	%	%	%
農地	1,495	1,463	12.8	12.6	97.9
森林	8,393	8,401	72.1	72.2	100.1
原野等	153	153	1.3	1.3	100.0
水面・河川・水路	435	442	3.7	3.8	101.6
道路	345	354	3.0	3.0	102.6
宅地	298	298	2.6	2.6	100.0
住宅地	182	182	1.6	1.6	100.0
工業用地	14	14	0.1	0.1	100.0
その他の宅地	102	102	0.9	0.9	100.0
その他	519	527	4.5	4.5	101.5
合計	11,638	11,638	100.0	100.0	100.0
人口集中地区（市街地）	87	83			

- (注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。
- 2 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区であり、平成 27 年の面積は平成 27 年「国勢調査」による人口集中地区の面積である。
- 3 合計等の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

2 地域別の概要

(1) 地域の区分は、県土における自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案して、次の3区分とする。

地域区分	広域圏	市 町 村
県北地域	鹿 角	鹿角市、小坂町
	北秋田	大館市、北秋田市、上小阿仁村
	山 本	能代市、藤里町、三種町、八峰町
県中央地域	秋 田	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	由 利	由利本荘市、にかほ市
県南地域	仙 北	大仙市、仙北市、美郷町
	平 鹿	横手市
	雄 勝	湯沢市、羽後町、東成瀬村

(2) 計画の目標年次、基準年次及び利用区分は1に準ずる。

(3) 平成39年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりとなる。

ア 農地については、農地転用による宅地造成や公共事業による道路等への転換が進むと予想できるものの、積極的に優良農地の確保に努めることで減少率は鈍化し、県北地域で376 km²、県中央地域で485 km²、県南地域で602 km²程度となる。

イ 森林については、適切な整備及び保全を図ることとし、県北地域で3,496 km²、県中央地域で2,051 km²、県南地域で2,854 km²程度となる。

ウ 原野等については、県北地域で50 km²、県中央地域で36 km²、県南地域で67 km²程度となる。

エ 水面・河川・水路については、県北地域で128 km²、県中央地域で139 km²、県南地域で175 km²程度となる。

オ 道路については、県北地域で99 km²、県中央地域で119 km²、県南地域で136 km²程度となる。

カ 宅地のうち、住宅地は、農地転用等により一定程度増加することとも考えられるが、急速に進行する人口減少や、空き家の有効活用が進むことを想定し、県北地域で48 km²、県中央地域で72 km²、県南地域で62 km²程度となる。

工業用地については、県北地域で4 km²、県中央地域で7 km²、県南地域で3 km²程度となる。

その他の宅地については、郊外部への市街地の拡大の抑制が図られることや、空き店舗の有効活用が進むことを想定し、県北地域で29 km²、県中央地域で44 km²、県南地域で29 km²程度となる。

キ その他については、県北地域で214 km²、県中央地域で194 km²、県南地域で119 km²程度となる。

ク 市街地（人口集中地区）については、急速に進行する人口減少を背景に人口密度の低下が想定されるため、県北地域で 14 km²、県中央地域で 58 km²、県南地域で 11 km²程度となる。

ケ 上記利用区分別の規模の目標については、1 の(2)で前提とした人口及び世帯数に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。

第4 第3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。

そのために、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国、秋田県及び市町村は各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。

なお、本計画は、国、地方公共団体などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されるものであり、以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国土利用計画全国計画、県計画、市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため、県は基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

2 県土の保全と安全性の確保

(1) 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進する。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

(2) 森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。その際、流域保全の観点からの関

係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

- (3) 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク、上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。
- (4) 都市における安全性を高めるため、津波による甚大な被害が想定される市街地等において、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化及び道路における無電柱化などの対策を進める。

3 持続可能な県土の管理

- (1) 都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行う。

生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」の形成を推進するため、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取組を進める。

- (2) 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、県土の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の確保・育成と営農の効率化等に向けて、農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域住民を含む多様な主体の参加により支える活動を支援する。

また、利用度の低い農地については、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。

- (3) 持続可能な森林管理のため、CLT（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による県産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。

平成15年に制定した「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（愛称：水と緑の条例）に基づき、本県の豊かな「水と緑」を次の世代に引き継いで行くことを理念として、県民が支える森林づくりの推進と、水と緑の県民運動の展開に取り組んでいる。さらに、新たに地元の木材を優先的に活用することを目指し、「秋田県木材利用促進条例」に基づき、「ウッドファースト」の取り組みを推進することで、日本一のスギ資源を活かし、木材の需要拡大と林業雇用の拡大を図り、林業・木材産業の成長産業化や地域社会の活力の創出を図っていく。

(4)健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

豊かな水資源を育む森林を健全な状態で維持していくために、水源涵養機能が高い森林の適正な土地利用を確保するため、平成26年に「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」を制定しており、水源森林地域の土地がより一層適正利用されるよう、森林環境や公益性を重視した森林づくりなど様々な対策を講じる。

(5)海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。

(6)美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を進める。

また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

(1)高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。人の手が加えられることにより維持されてきた里地・里山等の二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を進める。

また、自然が劣化・減少した地域については、自然の再生事業等による質の向上や面的な拡大を図る。

(2)県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

(3)森・里・川・海の連環による県土全体の生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなどの空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。

また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。これらを含めた県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげる。

(4)自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や生活

の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。

(5) 世界自然遺産「白神山地」や、国立公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業の振興を図る。

また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国内外の観光客の増加を図る。

(6) 自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

(7) 野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う担い手確保のための普及啓発活動や人材育成事業等を推進する。

また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行う。

(8) 地球温暖化等への対策を加速させるため、風力・太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。

また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組むとともに、さらには公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進める。

(9) 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図る。

(10) 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。

また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

5 土地の有効利用の促進

(1) 市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特

に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど利活用を促進する。

また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進める。改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要である。あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進める。

なお、宅地、農地、林地などの土地において相続が発生した際には速やかな相続登記が行われる必要があることから、未然にトラブルを防ぐためにも、個人が自分の権利を大切にし、早めの相続登記を行うよう働きかける。

(2)道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。

(3)工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

(4)都市への人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討する。

6 土地利用転換の適正化

(1)土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

特に、人口減少下にもかかわらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制する。

(2)大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、国土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。

また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

(3) 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が混在する地域においては、それぞれのまとまりを確保するなどし、土地利用の調和を図る。

また、土地利用の観点から施設立地等に関して問題が生じている地域においては、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

7 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、法人土地・建物基本調査、自然環境保全基礎調査等、県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

特に、地籍調査の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。

また、希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。

8 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

9 多様な主体の参画・連携

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等間接的な活動も含め、様々な取組を通じて県土の有効利用を推進する。